

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金（以下「補助金」という）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中小企業の受注促進及び販路開拓を支援し、もって地場中小企業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(2) 中小企業支援団体

中小企業者の経営基盤の強化等を支援する事業を行うことを目的とした法人であって、主たる事務所を本市の区域内に有するものをいう。

(3) 団体

中小企業者により構成される団体であって、法人格を有しない団体にあつては、次に掲げる要件を具備する団体とする。

ア 規約または会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。

イ 団体の年間の収支予算が定められており、かつ、独立した経理、監査の機能が確立していること。

ウ 団体の年間事業計画が定められていること。

エ すでに団体としての事業を行っている実績が認められること。

(4) 連合会

複数の団体による継続的な組織をいい、法人格を有しない連合会にあつては、次に掲げる要件を具備する団体とする。

ア 規約または会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。

イ 団体の年間の収支予算が定められており、かつ、独立した経理、監査の機能が確立していること。

ウ 団体の年間事業計画が定められていること。

エ すでに団体としての事業を行っている実績が認められること。

(補助対象団体等)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 中小企業支援団体にあつては、定款又は寄付行為において、中小企業者の基盤の強化等を支援する事業を行うことが目的として規定されており、中小企業支援団体の事業として受注促進及び販路開拓に関する事業を行うことが規定されていること。

(2) 団体又は連合会にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ア 団体又は連合会の構成員の過半数が市内に事業所を有する中小企業者であること。
 - イ 団体又は連合会の規約または会則において、受注力向上及び販路開拓を図ることが目的の一つとして規定され、団体又は連合会の事業として受発注に関する相談、斡旋及び販路開拓に関する事業を行うことが規定されていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。ただし、市税の税義務者の場合に限る。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、中小企業支援団体及び団体又は連合会（以下、「団体等」という。）が実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 受発注に関する相談や斡旋に関する事業
 - (2) 販路開拓に関する事業
 - (3) 生産技術や新製品の開発に関する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。
- (1) 市の他の補助金を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合はこの限りでない。
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする事業。
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業。
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業。

(補助対象経費)

第6条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業の内、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受発注に関する相談や斡旋に要する経費
- (2) 展示会・商談会等の調査及び企画会議に要する経費
- (3) 展示会・商談会等の準備及び出展に要する経費
- (3) 展示会・商談会等の宣伝及び広報に要する経費
- (4) 生産技術や新製品の開発に関する調査・研究及び研修会に要する経費

(支援内容)

第7条 この要綱により交付する補助金の内容は次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金は、第8条に定める補助の対象期間において、1つの団体等につき、1回とする。
- (2) 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。
- (3) 前号の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 市長は、この要綱による補助金の交付を希望する団体等を公募する。

- 2 前項の公募に応じようとする団体等は、公募期間中に福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の規約等
- (4) 会員名簿及び役員名簿
- (5) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書。ただし、市税の納税義務者の場合に限る。
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、その内容が適当であると認めて補助金を交付することを決定したときは、その旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合に、補助金の使途、事業の実施方法その他について条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者に対してその旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

(事業終了前の補助金の交付)

第11条 福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）第17条第1項ただし書の規定による事業終了前の補助金の交付は、団体等から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、団体等は、あらかじめ福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 資金計画に支障が生じ、補助金の交付時期の変更を求めるとき
- (2) 補助事業の内容に補助の対象経費に変動が生じる変更を行おうとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 市長は、前項第2号又は第2号に掲げる事項について前項の申請書が提出された場合には、必要に応じて第8条において決定した補助金の額を変更することができる。この場合においては、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書（様式第5号）により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

3 第9条の規定により事業終了前に補助金を交付した後に、前項の規定により補助金の額を変更した場合において、既に交付した補助金の額が、変更後の補助金の額を超えるときは、補助金の交付を受けた団体等は、当該超える額に相当する金額を市に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) その役員のうち暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員がいる場合
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に当たる場合

- 3 市長は、団体等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、第10条第3項の規定を準用する。
- 4 市長は、補助事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、団体等に対し団体等の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（実績報告）

第14条 団体等は、補助対象期間終了後は、1か月以内に事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助事業の実績および成果を証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は前条の報告を受けたときは、必要な審査を行ったうえ交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第7号）により団体等に通知する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、第12条第3項（第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定により補助金の交付を受けた団体等が市に返還しなければならない義務を負う場合にあつては、当該義務が履行されるまでの間、当該団体等に対しては、なお、その効力を有するものとする。